平成２６年（フ）第３３号
愛媛県新居浜市下泉町１丁目17番70号
債務者　泉川　宏治
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３４号
愛媛県四国中央市寒川町735番地１、住民票上の前住所宮崎県宮崎市大字恒久5723番地ベルメゾン暁Ｂ棟101
債務者　秦　　尚央
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１０４号
宮崎市大字恒久6772番地３　恒久コーポ105号
債務者　押川　則子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
沖縄県石垣市字川平1033番地55　川平マンション１―Ａ
債務者　安藤　幸雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第１９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10872番地３　レジデンス志峰202
債務者　羽場　丈喜
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６２号
兵庫県川西市大和西２丁目１番地の14　201、前住所兵庫県川西市栄町11番３―509号
債務者　苗加　將勝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
島根県浜田市黒川町982番地
債務者　山下　常明
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第３８号
広島県呉市吾妻１丁目８番４―103号
債務者　松本　孝行
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４１号
広島県呉市警固屋４丁目２番20号
債務者　角西　信哉
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４２号
広島県呉市警固屋４丁目２番20号
債務者　ケーライングループこと　角西　美幸
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４４号
広島県呉市広横路３丁目１番43号
債務者　ダ　シルバ　マルシア　ミユキ　ハラヤシキ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４５号
広島県呉市仁方栈橋通11番14―501号、住民票上の住所広島県呉市仁方栈橋通11番14―907号
債務者　川口　祐輔
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４６号
広島県呉市倉橋町10750番地
債務者　濱野　健二
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４７号
広島県竹原市竹原町2527番地
債務者　矢田　　司
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４８号
広島県竹原市竹原町2527番地
債務者　矢田富美子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５４号
徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿525番地１
債務者　池田　　孝
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
徳島地方裁判所民事部